

平成29年度 利用者負担額表(2号・3号認定こども)



※平成29年度における幼児教育の段階的無償化にかかる変更分を反映した金額を載せていますが、今後国から正式な通知があるまでは変更となる可能性がございますのであらかじめご了承ください。

単位:円

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
階層区分	定義	保育標準時間 (最大11時間)	保育短時間 (最大8時間)	保育標準時間 (最大11時間)	保育短時間 (最大8時間)
国	町				
1	A	生活保護世帯	0	0	0
2	B	町民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	9,000 (0)	8,500 (0)	6,000 (0)
3	C1	町民税均等割課税 及び所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親世帯等)	19,500 (9,000)	18,500 (8,750)	16,500 (6,000)
4-1	C2	所得割課税額 57,700円未満 (ひとり親世帯等)	26,000 (9,000)	24,700 (9,000)	20,000 (6,000)
4-2		所得割課税額 58,000円未満 (ひとり親世帯等)	26,000 (9,000)	24,700 (9,000)	20,000 (6,000)
4-3	C3	所得割課税額 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	30,000 (9,000)	28,500 (9,000)	20,000 (6,000)
4-4		所得割課税額 97,000円未満	30,000	28,500	20,000
5	C4	所得割課税額 134,000円未満	35,000	33,200	20,000
	C5	所得割課税額 169,000円未満	40,000	38,000	20,000
6	C6	所得割課税額 301,000円未満	40,000	38,000	20,000
7	C7	所得割課税額 397,000円未満	40,000	38,000	20,000
8	C8	所得割課税額 397,000円以上	40,000	38,000	20,000

- 1 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等(幼稚園、保育所等)を同時に利用する最年長のお子さんから2人目は上記の表の半額になります。よって、最年長のお子さんが小学校に入学した場合は半額が適用されません。ただし、町民税所得割額57,700円未満の世帯(町:C2階層の一部)のお子さまは、多子計算の年齢制限が撤廃されるため、保護者が現に扶養している第2子のお子さまは半額になります。
- 2 保護者が現に扶養しているお子さまのうち、第3子のお子さまは無料です。
- 3 市町村民税非課税世帯(町:B階層)の第2子のお子さんは無料になります(※平成29年度制度改正による変更点)
- 4 ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯等のうち、町民税所得割77,101円未満世帯(町:C3階層の一部)の第1子の利用者負担額は、上記()書きの額になります(※平成29年度制度改正により拡充)当該世帯の第2子は無料です。
- 5 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用します。